

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

図表 23 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園	市全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		市全域
	地域子育て支援拠点事業		市全域
	妊婦健康診査		市全域
	乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	一時預かり事業		市全域
	延長保育事業		市全域
	病児・病後児保育事業		市全域
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		市全域
	子育て短期支援事業		市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		市全域
	養育支援訪問事業		市全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

2. 量の見込みの算出方法

第1期子ども・子育て支援事業計画策定にあたっては、国が平成26年1月に定めた「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下、「国の手引き」と言う）に従い、原則として全国の市町村が共通の算出式で算定しました。

「国の手引き」では、区域毎に存在する潜在的なニーズを見込むことが可能となった反面、実績と大きく乖離した見込みが算出されるなど、課題もありました。第1期計画では平成29年度に中間見直しを実施し、実態との乖離を補正する機会があったものの、第2期計画策定にあたっては、国の手引きの趣旨を逸脱しない範囲において、より実態に即した補正を実施することとしました。

具体的には、以下に示す4類型によって、量を見込むこととしました。

（1）国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも、生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査することで、国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しています。

（2）国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

例えば、一時預かりのニーズ量は、親戚や知人に預けた経験のある方の困難度が高い方を量の見込みに含めるかどうかは自治体の裁量となっていることから、より実績に近い算出方法を採用することで補正することが可能となります。

（3）算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

（4）過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業毎に過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の事業計画についての考え方

1) 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。児童数の推移や市内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、令和4年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

2) 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園 地域型保育事業所

3) 見込み量と確保方策

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

なお、令和4年度に中間年見直しの作業を実施し、令和3年度以降（教育保育施設は令和4年度以降）のニーズ量と確保方策の数値を見直しました。

(2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

1) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができません。

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は「2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）」に該当します。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	419	402	414	402 416	402 411
1号	195	187	193	187 215	187 210
2号Ⅰ	224	215	221	215 201	215 201
確保方策	450	450	450	450	450
1号	210	210	210	210 215	210
2号Ⅰ	240	240	240	240 235	240
過不足	31	48	36	48 34	48 39

※下段は中間見直し後

【確保方策の内容】

計画期間の全年度において、ニーズの見込み量を上回る確保方策により、見込み量を確保します。

【中間年における見直しについて】

見込み量の合計は、近年の就学前児童に対する申込み率等をもとに、令和5年度、令和6年度についてそれぞれ修正しました。確保方策は、現計画で充足しているため変更ありません。



2) 保育施設（保育所・認定こども園）

2号認定Ⅱは満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定Ⅰ（幼稚園の希望が強いとされるもの）の児童数を除いた数が該当します。3号認定は0歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。3号認定は0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

① 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	987	950	978	951 949	948 938
確保方策	1,007	1,013	1,013	1,013	1,013
過不足	20	63	35	62 64	65 75

※下段は中間見直し後

② 3号認定Ⅰ（0歳児）

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	175	171	168	164 170	161 166
確保方策	175	171	168	170	170
①	158	154	151	151 170	151 170
②	17	17	17	17 0	17 0
過不足	0	0	0	4 0	7 4

※下段は中間見直し後

①教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)※確認を受けない幼稚園を含む。

②特定地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)

③ 3号認定Ⅱ（1～2歳児）

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	660	665	630	617 587	603 567
確保方策	660	665	640	589	589
①	591	596	571	571 574	571 574
②	54	54	54	54 0	54 0
③	15	15	15	15	15
過不足	0	0	10	23 2	37 22

※下段は中間見直し後

- ①教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)※確認を受けない幼稚園を含む。
 ②特定地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)
 ③市外の教育・保育施設(保育所・幼稚園・認定こども園)

【確保方策の内容】

就学前人口は減少傾向にあるものの、就労希望者は増加傾向にあることから、保育施設の利用意向は高まっており、ニーズの集中する地区が見られます。

このような背景の中、本市の需要を踏まえ、既存保育所の定員の見直し、既存保育所の増改築、認可保育所の新設、企業主導型保育事業との連携及び開設支援等により、供給量を確保できるよう検討しています。

また、深刻な保育士不足が原因で十分な受入体制が確保できない施設があることから、保育士確保に向けた取組を進めています。

3号認定については、令和3年度まで見込み量が確保方策を上回る可能性が見込まれますが、その場合は保育所定員の弾力化を利用し、計画期間の全年度において、見込み量を確保します。

【中間年における見直しについて】

見込み量の合計は、近年の就学前児童に対する申込み率等をもとに、令和5年度、令和6年度についてそれぞれ修正しました。確保方策は、現計画で充足しているため変更ありません。

3号認定Ⅰ及び3号認定Ⅱでは、①欄、②欄の合計欄を追加し、②欄については、市内全ての小規模保育事業所が認可保育所に移行したため、令和5年度以降を0に修正しました。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

子ども及びその保護者並びに妊産婦が、その選択に基づき、教育・保育・保健・医療その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業。本市では八女市子育て世代包括支援センターにおいて子育て支援分野の基本型と母子保健分野の母子保健型を一体的に実施します。

【量の見込みと確保方策】

(か所)

	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	基本型 母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	基本型 母子保健型	1	1	1	1	1

【確保方策の内容】

子育て支援総合施設「やめっこ未来館」内の「子育て世代包括支援センター」において、妊娠中の方や子育て中の保護者が、相談、助言及び支援を受けられるよう取り組みます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【量の見込みと確保方策】

(人回/月)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2,476	2,472	2,365 1,241	2,311 1,342	2,258 1,450
確保方策	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

※ 平成 30 年度の実績値は 2,906 人回(平成 25 年度実績:2,478 人回)

※下段は中間見直し後

【確保方策の内容】

「やめっこ未来館」内の「みらい広場」、立花町子育て支援センター「きらきら」、黒木町「ふじの里」内の「ピコロ」の三か所の地域子育て支援拠点で事業を実施します。

市広報やホームページ、LINE@等により基本的情報やイベント等の内容の周知を充実し、来訪者の増加を図ります。また、常設の拠点がない地域の公民館等へ出向き、移動ひろば等を定期的に開催します。

【中間年における見直しについて】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者数の大幅な減少があり、今後も感染症対策の徹底を図りながら事業を実施していく中で、見込み量を見直しました。

(3) 妊婦に対する健康診査

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業。

【量の見込みと確保方策】

(人回)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	5,796	5,656	5,530 4,928	5,404 4,844	5,278 4,760
確保方策	全期間 《尿化学、栄養食事指導、保健指導》 妊娠初期～23週（4週間に1回）： 《血液型、末梢血液一般、不規則抗体、梅毒血清反応、B・C型肝炎抗体、HIV抗体、風疹ウイルス抗体、ヒトT細胞白血病ウイルス－1抗体》 妊娠24～35週（2週間に1回）： 《貧血、グルコース、クラミジア、B型溶血性レンサ球菌、超音波》 妊娠24～35週（1週間に1回）： 《超音波》				

※下段は中間見直し後

【確保方策の内容】

妊娠期の全期間において、医療機関と連携し必要な検査を行い、妊婦と赤ちゃんの健康を守る体制を確保します。

【中間年における見直しについて】

令和4年度に中間年見直しの作業を実施し、妊婦数の減少により見込み量を見直しました。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）

【事業の概要】

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	414	404	395	386	377
確保方策	414	404	395	386	377

【確保方策の内容】

乳児のいる家庭へ、地域の主任児童委員や民生委員児童委員による全戸訪問を行います。必要に応じ保健師と連携し、訪問を行う等事業の実施体制を強化します。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

【事業の概要】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人を会員として、手助けを行い合う相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【量の見込みと確保方策】

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	780	780	780	780	780
確保方策	780	780	780	780	780

※ 直近の実績値は 780 人日 (15 人日/週)。

【確保方策の内容】

事業の周知を行い、おねがい会員（援助を受ける人）やまかせて会員（援助を行う人）の新たな会員の確保に努めます。

まかせて会員（援助を行う人）の定例会を毎月開催し、情報交換や啓発を行い、援助活動の質の向上を図りながら、見込み量を確保します。

(6) 一時預かり事業等

1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

① 1号認定による利用

【量の見込みと確保方策】

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	45,482	43,745	45,035 44,933	43,806 44,573	43,705 44,217
確保方策	45,482	43,745	45,035 44,933	43,806 44,573	43,705 44,217

※下段は中間見直し後

② ~~2号認定による利用~~ その他の利用

【量の見込みと確保方策】

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,611	1,550	1,596	1,552	1,549
確保方策	1,611	1,550	1,596	1,552	1,549

【確保方策の内容】

教育時間終了後、引き続き同じ施設でおこなわれる預かり保育に対してのニーズは、幼児教育・保育の無償化により増加しましたが、市内全ての認定こども園において、見込み量を確保します。

【中間年における見直しについて】

1号認定による利用の見込み量は、利用児童の割合や利用日数等を勘案し、令和4年度、5年度、6年度についてそれぞれに修正しました。確保方策は、利用定員の範囲内で実施されるものとし、見込み量と同数に修正しました。

「②2号認定による利用」について、認定こども園などで実施される一時預かりですが、2号認定者はすでに保育環境にある児童ですので、正式な入所前の慣らし保育の場合や急に保育が必要となった場合などに臨時的に利用される方を想定し、見出しを「その他の利用」に修正しました。

2) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）~~子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）~~

【事業の概要】

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

【量の見込みと確保方策】

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	7,722	7,571	7,508 4,570	7,320 4,534	7,227 4,497
確保方策	7,570	7,570	7,570 4,570	7,570 4,534	7,570 4,497

※ 平成 30 年度の実績値は 4,322 人日

※下段は中間見直し後

【確保方策の内容】

見込み量はアンケート調査による潜在的なニーズも含んでおり、令和 3 年度まで見込み量を満たしていないが、直近の実績値からみるとニーズは確保できる見込みです。今後も保育士等の確保に努め、ニーズに対応できるよう実施体制を強化します。

【中間年における見直しについて】

令和 4 年度に中間年見直しの作業を実施し、教育・保育施設の施設数及び定員の増加により、令和 4 年度以降の見込み量と確保方策を見直しました。

(7) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業。

【量の見込みと確保方策】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	454	444	442 321	431 319	426 316
確保方策	454	444	442 321	431 319	426 316
施 設 数	12 か所	12 か所	12 か所 9 か所	12 か所 9 か所	12 か所 9 か所

※ 平成 30 年度の実績値は 464 人

※下段は中間見直し後

【確保方策の内容】

計画期間の全年度において、全施設に必要な保育士を確保し、見込み量を確保します。

【中間年における見直しについて】

現在は9施設で実施しており、これに応じた利用状況の実績等をもとに令和4年度、5年度、6年度において、見込み量、確保方策ともにそれぞれ修正しました。

(8) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病中・病後の児童を、専用の病児・病後児保育施設において、保育士及び看護師が一時的に保育する事業。

【量の見込みと確保方策】

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	3,199	3,133	3,115 2,030	3,036 2,766	3,000 3,087
確保方策	3,199	3,133	3,115 2,030	3,036 2,766	3,000 3,087

※ 平成30年度の実績値は2,535人日

※下段は中間見直し後

【確保方策の内容】

八女地区内3か所の病児・病後児保育施設において、必要な保育士や看護師の配置や感染防止に配慮した個室の確保を行い、見込み量を確保します。

【中間年における見直しについて】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者数の大幅な減少がありましたので、見込量及び確保方策を修正しました。

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

【量の見込み】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	980	977	956 973	956 966	931 958
1年生	267	263	266 292	255 290	254 287
2年生	256	254	246 268	257 266	235 264
3年生	207	217	209 213	197 211	211 210
4年生	144	130	134 129	145 128	124 127
5年生	78	87	69 52	81 52	83 51
6年生	28	26	32 19	21 19	24 19

【確保方策】

(人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	980	977	956 973	956 966	931 958
1年生	267	263	266 292	255 290	254 287
2年生	256	254	246 268	257 266	235 264
3年生	207	217	209 213	197 211	211 210
4年生	144	130	134 129	145 128	124 127
5年生	78	87	69 52	81 52	83 51
6年生	28	26	32 19	21 19	24 19

※下段は中間見直し後

【確保方策の内容】

人口推移から、令和2年度が量の見込みのピークとなり、その後減少が見込まれます。
また、地域によりニーズのバラつきや年度内の増減がありますが、指導員の研修を行い、質を確保しながら、見込み量を確保できるよう努めます。

【中間年における見直しについて】

小学校の児童数は減少傾向ですが、利用ニーズが高まっている地区があるため、令和4年度、5年度、6年度の見込み量と確保方策について、それぞれ修正しました。

(10) 子育て短期支援事業

〔事業の概要〕

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	25	24	24	24	25 24
確保方策	0	0	24	24	25 24

【確保方策の内容】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、現状ではあまり実績がありませんが、緊急のニーズにも対応できるように広域圏でのサービス提供の確保などの検討をします。

【中間年における見直しについて】

令和4年度の利用実績はまだ少数ですが、継続して利用確保できるよう修正いたしました。

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

低所得世帯の子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等(実費徴収額)を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、子どものすこやかな成長を支援する事業。

本市では、施設等利用給付認定子どもが新制度未移行幼稚園を利用した場合、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもに係る副食費の実費負担に対して一部給付します。

【確保方策】

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	有	有	有	有	有

【確保方策の内容】

対象児童全員の給付を実施します。

5. 新・放課後子ども総合プラン

平成30年9月14日、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」の計画的な整備等を目標としています。

本市の地域の実態に応じて、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室両事業の計画的な整備、量の見込みを設定します。

(1) 放課後児童クラブ

国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。

(2) 放課後子ども教室

【量の見込みと確保方策】

(か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2	2	2	3 2	3 2
確保方策	2	2	2	3 2	3 2

子どもたちが地域の方々の協力を得ながら様々な体験活動ができるよう、地域で子育て世帯を支え子どもたちが地域の中で健やかに育まれる環境づくりを進めていきます。

【中間年における見直しについて】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、協力団体の活動休止がありましたので、令和5年度以降の見込み量と確保方策を見直しました。

(3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成させるべき目標事業量と、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後児童教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の小学校の余裕教室の活用については、ニーズに応じ、関係機関と協議を行います。

（５）放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施にあたっては、学校をはじめ関連機関との調整が不可欠であるため、すべての関係者との情報共有を図り、必要に応じて教育委員会等と協議を行います。

（６）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

（７）地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

放課後児童クラブについては、地域の実情を十分把握し、利用者のニーズにあった開所時間の設定に努めます。

（８）放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、子どもの発達段階に応じた育成ができる環境づくりに努めます。

（９）放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

あらゆる媒体、機会を活用して周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制をつくります。

6. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 就学前教育・保育の質の向上に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き行います。

(2) 就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

保育所、幼稚園、認定こども園から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、今後も就学前教育・保育と小学校及び中学校との連携のさらなる推進に努めていきます。

(3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後の休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所、幼稚園、認定こども園などを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中から情報提供や相談支援等を行い、利用を希望する時期に円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の認定申請及び請求については、保護者の利便性や過誤請求・過誤払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。